

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の対策(概要)

背景

- 男女共同参画会議に設置されている「女性に対する暴力に関する専門調査会」において、平成29年3月14日にとりまとめた現状と課題を整理した報告書等を踏まえ、同月21日、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議」を設置した(議長:加藤勝信男女共同参画担当大臣。関係7府省局長級を構成員)。
- 関係府省対策会議において、平成29年4月を被害防止月間と位置付け、必要な取組を緊急かつ集中的に実施する緊急対策を策定した(同年3月31日)。その実施状況も踏まえ、同年5月19日、「今後の対策」をとりとまとめた。

緊急対策(本年4月)の実施結果

- 1 取締り等の強化**
 - ・ スカウトに対する検挙件数、人員 23件23名
 - ・ スカウトに対する指導・警告結果 101回190名
 - ・ 「JKビジネス」の経営者や客等を検挙した件数 5件6名
 - ・ 一斉指導により捕縛・保護した児童数 40名 等
- 2 被害防止のための教育・啓発の強化**
 - ・ 内閣府ホームページに啓発サイトを開設(アクセス数 93,380件)
 - ・ インターネット広告等による啓発動画の発信(動画再生数合計 約 230万件)
 - ・ 女子大学生を対象としたシンポジウムを開催(約 1,600人参加)
 - ・ 被害防止教室等の実施(約 2,700回、約 432,000人)
 - ・ 街頭キャンペーンの実施(約 1,400回)
 - ・ 各種広報媒体を活用した啓発活動 等
- 3 相談体制の充実**
 - ・ 様々な機会や媒体を活用した相談窓口の周知
 - ・ 相談件数 アダルトビデオ関係 9件
「JKビジネス」関係 14件

今後の対策(主なもの)

- 1 更なる実態把握**
 - ・ 若年層に対する性的な暴力に係る相談・支援の在り方のための調査研究【内閣府】
 - ・ 「JKビジネス」の営業に関する実態調査及び分析の実施【警察庁】
- 2 取締り等の強化**
 - ・ アダルトビデオ出演強要問題専門官の指定【警察庁】
 - ・ 「JKビジネス」の禁止等に関する条例制定の支援【警察庁】
 - ・ 「JKビジネス」等に対する各国の法制度及び施策の調査研究の実施【警察庁】
- 3 教育・啓発の強化**
 - ・ 毎年4月、「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」の実施【関係府省】
 - ・ 被害防止教育の推進【警察庁、内閣府、文科省】
 - ・ 業界関係者に対する法令等の周知【厚労省、消費者庁】
- 4 相談体制の充実**
 - ・ 相談窓口の整備及び積極的な周知【内閣府、関係府省】
 - ・ 対応マニュアルの作成、関係機関等の職員への研修の充実・強化【関係府省】
 - ・ 若年の被害女性に対する居場所の確保等に関するモデル事業の実施【厚労省】
- 5 保護・自立支援の取組強化**
 - ・ 「JKビジネス」稼働児童等に対する迅速な保護及び適切な支援【警察庁、文科省、厚労省】
 - ・ 婦人保護施設等での中長期的な支援体制の在り方の検討【厚労省】
- 6 その他**
 - ・ 被害の防止及び救済等のための新たな対応策の検討【内閣府、関係府省】
 - ・ 情報提供等を通じた地方公共団体に対する支援の強化【関係府省】 等

最後でございますが、先程申し上げたJKビジネス等については、5月に追加の対策、今後の対策ということが決定されておりまして、警察関係に絞りますと、いわゆるJKビジネスの海外の調査研究でございますとか、実態把握、分析ということを引き続き行っていくということがうたわれてございます。



警察庁
National Police Agency

駆け足で大変恐縮でございますけれども、本件取り組みについては、政府の方針でありますけれども、政府あるいは自治体の行政機関のみでは有効に推進することは不可能なわけでありまして、関係する民間の事業者、団体の皆様、国民各層の皆様のご理解、ご協力が不可欠でございますので、引き続きのご理解、ご協力を切にお願いをしまして、私からの説明を終えたいと思います。

ご清聴ありがとうございました。

青少年の非行・被害防止対策公開シンポジウム

テーマ：子供の性被害の根絶を目指して

平成 29 年 7 月 3 日

パネルディスカッション

「「白昼の死角」を白日の下に」

公益財団法人日本ユニセフ協会 代表理事 副会長 東郷 良尚



1999年に「児童ポルノ・買春禁止法」が誕生して以来、警察庁はじめ大変多くの方々のご努力により、多くの子どもたちが、加害者の手から救い出されてきました。しかし恐らく、本日この会場にいらっしゃるみなさまの多くは、毎年発表される「数字」をご覧になるたび、「これ氷山の一角のはずだ」「他の被害者はどこにいるのだろうか」と心を痛めていらっしゃるのではないのでしょうか。

子どもへの様々な形の暴力、特に性的な暴力を受けた子どもたちのことを考える時、

『白昼の死角』

「白昼の死角」という言葉が頭をよぎります。

性的な暴力をはじめ、親や保護者による虐待やいじめ、体罰など、家庭や学校、町の中、そして今や開発途上国でも急速にその利用者を広げているインターネットの世界では、日々、様々な形の暴力が子どもたちを蝕んでいます。

しかし、直接その暴力に関わるか現場に居合わせることがない限り、それは、残念ながら、あまり危機感を持って捉えられることはありません。子育てや教育の現場で起こる暴力にいたっては、加害者はおるか、被害を受ける子どもたち自身にもその認識が無いケースが少なくないことは、本日も来場のみなさまにおかれては、私以上にお分かりのことと存じます。

性的な暴力をはじめとする子どもに対するあらゆる形態の暴力の根絶は、2015年の国連総会で、国連加盟 193 か国の満場一致で採択された

持続可能な開発目標



Sustainable Development Goals

「白昼の死角」を白日の下に – UNICEF for every child

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals - SDGs)で、2030年までに達成すべき国際目標のひとつとして位置付けられました。

しかし残念ながら、世界中の大多数のおとなの間では、暴力を受けている子どもの存在やその問題の深刻さは十分に認識されておらず、喫緊の問題であるとの認識は共有されていません。子どもに対する暴力の問題は、「白昼の死角」に放置されているのです。

ユニセフは、長年にわたり子どもに対する様々な暴力の問題に取り組んでまいりました。1990年代に国際社会が取り組むようになった児童ポルノや児童買春の問題については、私ども日本ユニセフ協会もその一端を担い、20年近くにもわたり国内で法整備などを働きかけてまいりましたことは、みなさまご案内のとおりです。

これらの取り組みを踏まえ、ユニセフは、2013年7月、



ユニセフ
子どもへの暴力防止
世界キャンペーン

#ENDviolence
against children

「白昼の死角」を白日の下に – UNICEF for every child

子どもへの多様な形の暴力の問題に包括的に取り組むため、そして本問題の根本的な解決に向けた国際社会の行動を訴えるため、「子どもへの暴力防止世界キャンペーン」を始めました。

先にご紹介した SDGs に、子どもへの暴力が国際課題のひとつとして位置付けられたことは、この成果のひとつに他なりません。

ユニセフの世界キャンペーンが掲げる標語は、

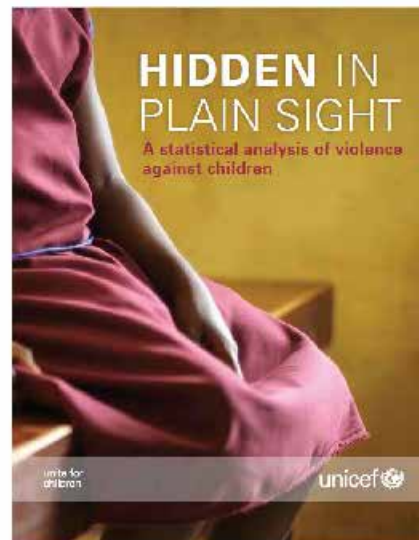


「Make the invisible, visible=見えないことを明らかにする」、すなわち、「白昼の死角」を無くすことです。

根本的な問題の解決に向けた国際社会、ひいては、私たちひとりひとりの行動を促すためにまず必要なことは、「どんな子どもが」「どこで」「どのような」暴力を受けているのかを可能な限り明らかにすること。そして、そうした暴力が社会全体にどのような影響を与えているかを明らかにすることだと、ユニセフは考えます。

2014年 子どもへの暴力防止 世界キャンペーン

報告書（統計版）



「白昼の死角」を白日の下に – UNICEF for every child

2014年9月、190か国のデータを元に、ユニセフは、地域や学校や家庭といった子どもが安全であるはずの場所で、子どもへの様々な形態の暴力が驚く程の範囲で広がっていることを明らかにする報告書を発表しました。

本報告書は、また、時に世代を超えて連鎖する暴力の悪影響についても詳細に検証し、暴力を受けた子どもは将来職につかず、貧困に陥り、他人に対して暴力的になる傾向が高いことも示し、こうした暴力を容認し正当化している人々の考え方も明らかにしました。

残念ながら、日本の統計は殆ど入っておりませんが、本報告書から、性的な暴力に関わる、いくつかの「数字」を紹介しましょう。



□20歳未満の若者の約10人に1人（約1億2,000万人）は、強制的な性交か性的な暴力を経験しています。

□結婚経験がある15歳から19歳の3人に1人（約8,400万人）は、夫やパートナーによる精神的、身体的、性的な暴力を経験しています。

□2009年にスイスで15歳から17歳を対象に行われた調査によれば、女の子の22%、男の子の8%が、少なくとも1度、身体的接触を伴う性的暴力を経験しています。

□男女ともに、最も多かったのはインターネットが関連する暴力でした。

□30カ国のデータによれば、身体的・性的虐待の被害にあった15歳から19歳の若者の約10人中7人が、一度も助けを求めておらず、多くが、それが虐待だと思わなかった、問題だと思わなかったと答えています。

これらはとても不愉快な事実です。誰も、こんなことを現実に行き起きていることだとは思いたくないでしょう。しかし、私たちがこれらの不愉快な統計の一つひとつが示す現実、すなわち、安全で守られた子ども時代を過ごすという、極当たり前であるはずの権利が侵害されている子どもたちひとりひとりの人生を直視しないかぎり、子どもへの暴力は“普通で当たり前のこと”で“許されること”だ、という多くの人々の考え方を変えることはできないのです。子どもへの暴力は、“普通のこと”でも“許されること”でもありません。

ここで語る暴力は、本シンポジウムのテーマである「子どもへの性的な暴力」に限った話ではありません。「性的な暴力は、いじめや体罰と質が違う」と考える方もいらっしゃるかも知れません。

しかし暴力を受ける子どもの立場に立った時、暴力が生涯にわたって子どもに与える影響の深刻さを考えた時、そして、子どもに与えた悪影響が、家庭や、社会にとってもコストとなることを考えた時、性的な暴力といじめや体罰の間に、本質的な違いはあるのでしょうか？

また、本シンポジウムのもう一つのテーマでもある「青少年の非行」の問題は、「居場所を失った子どもたちの問題」でもあります。虐待、いじめや体罰が、多くの子どもから居場所を奪っていて、その

ような子どもたちの一部が性的暴力の被害にあっていることを考えれば、性的暴力の根本的な解決を図るためにも、子どもへの暴力を包括的に捉え、向き合う必要があるのではないのでしょうか？
では、子どもへの暴力を防止し減らしてゆくために、何をしなければならないのでしょうか？
ユニセフは、先の報告書の中で、6つの戦略を提示しています。



親や保護者、家庭のサポート



被害者を支える仕組みの整備



子どものエンパワーメント



法整備



暴力を否定する社会づくり(啓発)



実態の解明

「白昼の死角」を白日の下に – UNICEF for every child

一つ目は、親や保護者、家庭へのサポート。

二つ目は、子ども自身にリスクや困難な状況に対処する力を与えること。

三つ目は、暴力を容認する社会的な考え方や姿勢を変えること。

四つ目は、暴力の被害に遭った子どもたちを支える仕組み（サービス）を整える事。

五つ目は、子どもへの暴力を禁ずる法律を整え、施行すること。

そして六つ目は、冒頭からお話ししている、子どもへの暴力の実態を明らかにすることです。

子どもへの暴力は、毎日、世界中で起きています。最も傷つくのは子どもたちですが、社会の安定や進歩を損なうという意味で、暴力に関わらない人々を含む社会全体を傷つけるものでもあります。



例えば 2015 年、ユニセフは、東アジアと太平洋諸島地域における子どもに対する暴力や虐待による経済的損失が、年間 2,090 億ドル、地域全体の GDP の 2% にものぼるとする試算も発表しています。

先に紹介した 6 つの戦略は、日本では既に官民を挙げて取り組まれているものばかりです。子どもへの性的な暴力を肯定する人はいないでしょう。しかし、残念ながら、子どもへの性暴力に関わる事件を目にしない日はありません。私たちは、本当に、こうした暴力が子どもたちに与える深刻さを理解できているのでしょうか？

子どもへの暴力は避けられないものではありません。もし私たちが、暴力の問題を直視することができれば、必ずや防ぐことが可能だと私たちは信じております。

世界の注目が日本に集まる 2020 年が、すぐそこに迫っています。どんなレガシーを残せるのか？日本が、そして世界が持続可能な形で発展・繁栄し続けるためにも、ぜひこの国を、「子どもにやさしい国」にする努力を続けてまいりましょう。



御静聴ありがとうございました。